

業態者検便*で腸管出血性大腸菌が陽性となった場合のフローチャート

＜置賜保健所＞
R8. 6月

業態者検便で腸管出血性大腸菌が陽性となった場合、一般の医療機関を受診することがありますので、ご協力をお願いいたします。
腸管出血性大腸菌感染症は感染症分類の三類感染症に分類されており、直ちに保健所への報告が必要な感染症となります。
以下のフローを参考に、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

*業態者検便とは、食中毒を未然に防ぐため、食品衛生法等に基づき従業員に行う定期的な検便のことを示します。

業態者検便で腸管出血性大腸菌が陽性で受診した場合、持参した業態者検便の結果をもって診断

ベロ毒素が『陽性』の場合

- 保健所へ感染症発生届を提出（下記の方法で届出）
 - 保健所で届出受理後、当該者へ電話がある旨を当該者へ伝える
- ＜届出の方法＞
- ① 発生届を厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/pdf/01-03-03b.pdf>) からダウンロードして入手、または、置賜保健所感染症対策係に連絡し様式を FAX にて入手し作成
 - ② 置賜保健所感染症対策係へ電話後、発生届を FAX 送信。発生届の原本に変更がある場合は置賜保健所感染症対策係へ郵送。

保健所で発生届を受理後、医療機関へ保健所から電話があった場合は対応

必要時、治療を開始
・陰性確認の検査は保健所実施

ベロ毒素が『陰性』の場合

- 保健所への届出は不要
・各医療機関で必要時、治療

ベロ毒素陽性で、無症状の場合は無症状病原体保有者として届け出る



＜参考＞

保健所で発生届受理後の動き等

- ・発生届受理後、保健所から当該者へ電話連絡し、疫学調査を開始。
- ・業態者検便の場合、必要時、県知事命令で就業制限を行うため、当該者の菌の陰性確認は保健所で行政検査として実施。

お問い合わせ先

置賜保健所 保健企画課 感染症対策係
〒992-0012 米沢市金池 7-1-50

TEL 0238-22-3002

FAX 0238-22-3003

E-mail yokitamahoken@pref.yamagata.jp